

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の設置について

〔 令和 7 年 11 月 18 日 〕
〔 関 係 省 庁 申 合 せ 〕

- 1 我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関して、国の政策及び活動を企画、立案し、それらの総合的な推進を図るとともに、関係行政機関の緊密な連携を確保するため、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議（以下「政策会議」という。）を設置する。
- 2 政策会議の構成員は、別添のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 政策会議は、必要に応じ、分科会を開催することができる。分科会は、関係省庁の職員をもって構成する。
- 4 政策会議の議事は、非公開とする。
- 5 政策会議の庶務は、金融庁、法務省及び外務省の協力を得て、警察庁及び財務省において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、政策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

別添

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の構成員

議 長

警 察 庁	刑事局組織犯罪対策部長
財 務 省	国際局長

幹 事

金 融 庁	総括審議官
法 務 省	大臣官房審議官（国際・人権担当）
外 務 省	総合外交政策局長

構成員

内 閣 官 房	内閣審議官（内閣官房副長官補付） 危機管理審議官
内 閣 府	政策統括官（経済社会システム担当） 大臣官房公益法人行政担当室長
個人情報保護委員会	事務局次長
カジノ管理委員会	監督調査部長
証券取引等監視委員会	事務局長
総 務 省	大臣官房総括審議官
公 安 調 査 庁	次長
国 税 庁	次長
文 部 科 学 省	国際統括官
厚 生 労 働 省	政策統括官（総合政策担当）
農 林 水 産 省	経営局長
経 済 産 業 省	商務・サービス審議官
国 土 交 通 省	不動産・建設経済局長
環 境 省	大臣官房審議官
防 衛 省	防衛政策局長